

国家公務員及び民間企業へのアンケート調査結果の概要について

平成15年11月14日
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程が適用される国家公務員や、これらの国家公務員と接触する機会があると思われる民間企業から、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理の保持のための施策を検討する際の参考とするため、それぞれに対するアンケート調査を初めて行った。

その主な結果は別添1及び別添2のようになっている。

国家公務員へのアンケート調査の概要

調査対象

倫理法及び倫理規程が適用される一般職の国家公務員5,000人

一般職の国家公務員約81万人から、業務の性質や所属等を考慮して抽出

調査期間

平成15年5月

調査方法

各府省等を通じて質問票等を配布し、同封の返信用封筒により倫理審査会事務局へ回答を返送してもらう方法とした。

調査票回答状況

回答者数4,135人(5,000人中)

回答率82.7%

民間企業へのアンケート調査の概要

調査対象

東京証券取引所(1部、2部)、大阪証券取引所(1部、2部)及び名古屋証券取引所に上場している企業(ただし、複数の証券取引所に上場している企業については本社のみ)2,481社

調査期間

平成15年5月

調査方法

質問票等を郵送し、同封の返信用封筒により倫理審査会事務局へ回答を返送してもらう方法とした。

調査票回答状況

回答数843社（2,481社中）

回答率34.0%

アンケート調査結果のポイント

倫理法・倫理規程により国家公務員の行動や意識に変化

8割の職員が、倫理保持のために自分の行動や意識が「変わった」と回答。民間企業も約6割が「変わった」との見方。（別添1のP2及び別添2のP2）

行為規制の内容については「妥当」が多いが、「厳しい」との見方も

職員の5割近く、民間企業の6割強が「妥当」と回答。他方、職員の5割、民間企業でも約3割が「厳しい」。（別添1のP8及び別添2のP4）

厳しいと思う規制のトップは、国家公務員は元同僚・元上司との関係、民間企業は飲食の提供の禁止

行為規制を厳しいと思う職員が特に厳しいと思う点は、「職場の元同僚や元上司であっても利害関係者に該当する場合は規制を受けること」が7割強でトップ。民間企業では「利害関係者からの飲食の提供は、会議等のときを除き、簡素なものであっても受けられないこと」がトップで、行為規制を厳しいと思う企業の6割。（複数回答。別添1のP9及び別添2のP5）

利害関係者と情報収集・提供や意見交換をする必要があるのは、利害関係者がいる国家公務員の約6割

利害関係者がいる職員で、仕事上、利害関係者と情報収集・提供や意見交換をする必要があると回答したのは約6割。（別添1のP10）

夜間に飲食を伴う会合を行う利点は、「気軽に話ができる」

意見交換等をするために夜間に飲食を伴う会合を行うことの利点としては、職員、民間企業とも「気軽に話ができる」が6割強でトップ。（複数回答。別添1のP12及び別添2のP9）

利害関係者との意見交換等のための会議・会合を減らした理由は「外部からの誤解を招かないようにするため」

利害関係者がいる職員で、情報収集・提供や意見交換のために行う利害関係者との会議・会合の機会を自分で減らした者に、理由を聞いたところ、8割弱が「外部からの不用な誤解を招かないようにするため」と回答。(複数回答。別添1のP14)

自己の飲食の費用を負担することについては国家公務員の9割が「当然」

自己の費用を負担して飲食をすることについては、職員の約9割、民間企業の5割強が「それぞれの分を払うのは当然」と認識。(複数回答。別添1のP16及び別添2のP10)

倫理規制による国家公務員の萎縮や意見交換等への悪影響については、民間企業の半数以上が否定

倫理規制により国家公務員が萎縮しているとの意見について、民間企業の3割弱が肯定、6割弱が否定。また、倫理規制により公務員との意見交換や情報収集・提供等がやりづらくなったとの意見について、民間企業の3割強が肯定、5割強が否定。(別添2のP6及びP13)